

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第22号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例  
の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改める。

付則第1条の4第5項第2号及び第6項並びに第2条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第5条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第5条第2項の規定に基づく損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）及び傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。